令和８年度三沢市集会施設等エアコン設置費補助金交付要綱

（令和８年３月１８日）

（趣旨）

第１条　三沢市は、夏季等の高温時に市民が安全、かつ、安心して利用できる環境を整備するため、集会施設等へのエアコンの設置に要する経費に対し、予算の範囲内において三沢市集会施設等エアコン設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和４７年三沢市規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者は、第４条に規定する集会施設等を運営する単独又は複数の町内会等の住民自治組織（以下「町内会等」という。）とする。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める要件を満たした集会施設等の１室（以下「補助対象室」という。）において、冷房機能を有するエアコンの購入及び設置を行う事業とする。

２　補助対象室は、原則として１集会施設等あたり１室のみとする。ただし、選挙の投票所等として利用する場合に、仕切りを外す等により２部屋を一体的な１室として使用している場合は、当該２部屋を１室とみなすことができる。

３　前項の規定にかかわらず、事務室、管理人室その他市民の利用に供されていない部屋への設置は、補助の対象外とする。

（対象となる集会施設等及び要件）

第４条　補助の対象となる集会施設等は、別表に掲げるものとする。

２　対象となる集会施設等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　三沢市内に立地する集会施設であること。

⑵　町内会等において、自主的に管理運営されるものであること。

⑶　維持管理等に要する経費は、町内会等で負担するものであること。

⑷　集会等広く地域住民の利用に供されるものであること。

⑸　補助を受けようとする集会施設で、既に当該補助を受けていないこと。

⑹　申請年度の２月末までに完了するものであること。

（対象機器等の要件）

第５条 補助の対象となるエアコン機器は､次に掲げる要件のすべてをを満たすものとする。

⑴ 冷房機能を有するエアコンであること。

⑵ 室内機と室外機が分離された定置型であること。

⑶ 未使用品であること。

⑷ 補助対象機器の購入、設置及び電気工事については、市内に本店、支店又は営業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）により行われるものであること。ただし、市内事業者から補助対象機器を購入した場合において、当該機器の設置又は電気工事を行う事業者が市外であるときは、この限りでない。

（補助対象経費）

第６条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、集会施設の構造に応じ、次に掲げるものとする。

⑴ 木造の集会施設

ア エアコンの購入に要する経費

イ エアコンの設置に要する経費（アスベスト含有調査、アスベスト飛散防止対策工事及び廃棄物処分に要する経費を含む。）

ウ エアコンの設置に伴い必要となる電気工事に要する経費

エ 前各号に掲げるもののほか、エアコンの設置に関し市長が必要と認める工事に要する経費

⑵ ＲＣ構造の集会施設

ア エアコンの購入に要する経費

イ エアコンの設置に要する経費（壁穿孔工事に要する経費を除く。）

ウ エアコンの設置に伴い必要となる電気工事に要する経費

エ 前各号に掲げるもののほか、エアコンの設置に関し市長が必要と認める工事に要する経費

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

⑴ 既設のエアコン設備の撤去及び処分に要する経費（アスベスト含有建材の処分に要する経費を除く。）

⑵　エアコンの設置に直接要しない経費

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、予算の範囲内において、次表に掲げる補助対象室の面積等の区分に応じ、同表に定める上限額又は補助対象経費の合計額のいずれか低い方の額とする。

補助対象室の面積	設置可能台数	補助上限額
木造・ＲＣ構造（コンクリート） ５０㎡未満（３０．１畳未満）	１台	５０万円以内の額
木造・ＲＣ構造（コンクリート） ５０㎡以上（３０．１畳以上）	２台	１００万円以内の額

２　前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする町内会等の代表者（以下「申請者」という。）は、市長に事前相談を行った上で、事業の着手前に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合にあっては、その一部を省略することができる。

⑴　交付申請書（様式第１号）

⑵　事業計画書（様式第２号）

⑶　補助金等交付申請額算出調書（様式第３号）

⑷　経費の見積書及び商品カタログ

⑸　設置予定室及び設置予定箇所の概要図

⑹　現況写真（外観正面、設置予定室内観、設置予定箇所、電気工事を伴う場合は、施工予定箇所。）

⑺　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第９条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助金の交付の可否及び交付決定額を決定するものとする。ただし、予算の範囲を超える申請があった場合は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、優先順位を決定するものとする。

⑴　エアコンが未設置の集会施設等であること。

⑵　集会施設等の年間利用回数又は利用人数が多く、利用頻度が高いこと。

⑶　総会、役員会、行事等の町内会活動が定期的、かつ、頻繁に行われていること。

⑷　その他市長が特に必要と認める事項

２　市長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、令和８年度三沢市集会施設等エアコン設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第１０条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第５条第２項の規定により付された条件となるものとする。

⑴　補助事業が予定の期間内に完了しない場合（市が実施する付帯工事の遅延等により着手が困難となった場合を含む。）又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

⑵　補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から６年間保管しておくこと。

（計画変更の承認）

第１１条　補助事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

⑴　事業主体、事業内容等の変更

⑵　補助事業の中止又は廃止

２　市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第６号により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第１２条　規則第６条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して７日を経過した日までにこ

れを行うものとする。

（補助金の請求）

第１３条　補助金の請求は、様式第７号により行い、交付決定後に交付決定通知書の写しを添付して行うものとする。

（補助金の交付の方法）

第１４条　補助金の交付の方法は、概算払（１０割概算交付）とする。

（実績報告等）

第１５条　規則第９条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して３０日を経過した日又は交付決定を受けた年度の２月２６日のいずれか早い期日までに、様式第８号により行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

⑴　事業実績書（様式第２号を準用）

⑵　領収書及び費用に係る明細書

⑶　写真（エアコン室内機、室外機の設置状況及び電気工事の施工後の状況が分かるものを含む。）

⑷　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１６条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第１０条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第９号により通知するものとする。

２　第１４条により概算払を受けた補助金の精算額は、前項による補助金の確定額によるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第１７条　市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人（以下「団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　補助金を補助の目的以外に使用したとき。

⑵　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽その他不正な行為があ

ったとき。

（補助金の返還）

第１８条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第１０号により期限を定め、団体等に対してその返還を命ずるものとする。

２　市長は､第１６条第１項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、様式第１１号により期限を定め、団体等に対してその超えた額の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第１９条 町内会は、補助金の交付を受けて設置した機器等を、快適に使用できる状態を保つため適切に維持管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

２　町内会は、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して市長が定める期間を過ぎるまで、市長の承認を受けずに、補助財産を補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売払し、廃棄し、又は貸付をしてはならない。

附　則

この要綱は、令和８年３月　　日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

No.	施設名称	区分
１	滝ノ沢公園集会施設	木造
２	中央町一丁目地区コミュニティ集会施設	木造
３	あじさい広場集会施設	木造
４	松園公園集会施設（公園管理事務所）	木造
５	松ヶ丘・自由ヶ丘地区コミュニティ集会施設	木造
６	越下地区コミュニティ集会施設	木造
７	千代田町地区コミュニティ集会施設	木造
８	薬師地区コミュニティ集会施設	木造
９	木崎野地区コミュニティ集会施設	木造
１０	上久保地区コミュニティ集会施設	木造
１１	日の出地区コミュニティ集会施設	木造
１２	西花園地区コミュニティ集会施設	木造
１３	下久保地区コミュニティ集会施設	木造
１４	緑町地区コミュニティ集会施設	木造
１５	北園堀口地区コミュニティ集会施設	木造
１６	幸町地区コミュニティ集会施設	木造
１７	桜町地区コミュニティ集会施設	木造
１８	東町地区コミュニティ集会施設	木造
１９	美野原地区コミュニティ集会施設	木造
２０	古間木地区高齢者能力活用センター	木造
２１	松園町二丁目地区コミュニティ集会施設	木造
２２	こがね公園集会施設	木造
２３	三沢市大町社会福祉センター	RC（コンクリート造）
２４	栄町地区コミュニティ集会施設	木造
２５	朝日地区コミュニティ集会施設	木造
２６	新町地区コミュニティ集会施設	木造
２７	花園町地区コミュニティ集会施設	木造
２８	南山地区コミュニティ集会施設	木造
２９	南町地区コミュニティ集会施設	木造
３０	泉町地区コミュニティ集会施設	木造
３１	新森ふれあい交流館	木造
３２	三沢市春日台社会福祉センター	RC（コンクリート造）
３３	新森地区コミュニティ集会施設	木造
３４	中央地区コミュニティ集会施設（銀座連合）	木造
３５	織笠地区コミュニティ集会施設	木造
３６	駒沢地区コミュニティ集会施設	木造
３７	根井地区コミュニティ集会施設	木造
３８	深谷地区コミュニティ集会施設	木造
３９	三沢市六川目社会福祉センター	RC（コンクリート造）
４０	三沢市東岡三沢社会福祉センター	RC（コンクリート造）
４１	鹿中地域集会所	木造

４２	細谷地域集会所	木造
４３	三沢市本岡三沢社会福祉センター	RC（コンクリート造）
４４	淋代地区コミュニティ集会施設	RC（コンクリート造）
４５	塩釜地区コミュニティ集会施設	木造
４６	三沢市大津社会福祉センター	RC（コンクリート造）

備考

次に掲げる施設は、補助の対象外とする。

１　浜三沢地区、さつきケ丘地区及び三川目地区の各コミュニティ集会施設、三沢市前平社会福祉センター、市民活動ネットワークセンターみさわ

（市による改修工事等により、既にエアコンが設置されているため）

２　平畑地区及び高野沢地区の各コミュニティ集会施設

（令和８年度の改修工事において設置が予定されているため）

３　三沢市東部農民研修所

（指定管理者により管理され、かつ、既にエアコンが設置されているため）

４　三沢市中央社会福祉センター

（第４条第２項第２号から第４号までに規定する要件を満たさないため）